

暴力根絶に向けて

2013年6月11日

全日本柔道連盟暴力根絶プロジェクト

極めて残念なことであるが、昨年、女子ナショナルチームにおいて監督・コーチによる暴力事件が発覚した。言うまでもなく、暴力は身体的なものであろうと、非身体的なものであろうと、被害者の人権を著しく侵害し、時には人格破壊を招く可能性がある極めて卑劣な行為である。加えて、暴力を目撃した者にも、長い間に亘って、甚大な心理的ストレスを与えることがあると言われる。このような暴力はどのような言葉で正当性を主張しても、到底許されるものではない。また、いかなる暴力も許されない今日の社会においては、柔道が社会的に存在することの否定につながる行為であることを自覚しなければならない。

本年2月、柔道女子ナショナルチーム内の暴力事件の調査のため、第三者委員会が組織され、3月に答申が出された。そこでは柔道界における暴力根絶に向けて、指導者が従うべき指導上の倫理的指針の確立、暴力事案等が発生した場合の規律委員会及び裁定委員会等の設置等の提言がなされた。

全日本柔道連盟(以下「全柔連」と言う。)では、第三者委員会報告書の提言を真摯に受け止め、柔道界における暴力の根絶のために、暴力根絶プロジェクトを発足させた。本プロジェクトでは、4月より会合を重ね集中的な審議を行い、暴力根絶のための方針や具体的な方策について検討してきた。ここに現在までの審議のまとめと暴力根絶のための当面のロードマップ(別紙)を示す。

はじめに

先ず、柔道人としてどうあるべきか提言し、その上で何が暴力なのか、暴力を起こした場合処分をどうするかに言及し、しかる後に具体的な実行案を提示する。

I 柔道及び柔道人のあるべき姿

柔道の精神は、目的を達成するために精神の力と身体の力を最も有効に働かす「精力善用」と、自己の栄えのみを目的とせず、助け合い、譲り合い、融和協調して、ともに栄えることを目指す「自他共栄」に表現されている。柔道の修養は相手との関係で成立するものであり、そこには相手の人格を尊重し、感謝、敬意をもつ

て臨まなければならない。優位にあるものが暴力をもって相手を服従させ、自身の価値観や考え方を一方的に強要することがあってはならない。柔道とは一スポーツに留まらず、自己を修養し、人間としてのあるべき姿を目指す原理であると、柔道人全てが再確認すべきである。礼節を重んじ、人格形成を図ることこそ柔道の本質であり、誤った勝利至上主義による暴力的な指導は厳に慎むべきである。

II 暴力の定義など

1. 暴力(体罰を含む。)の定義

- 1) 身体をなぐる、ける、突き飛ばす等の行為
- 2) 言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧等
- 3) いじめ、嫌がらせ、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント
(セクシャルハラスメント規程は別途定める。)
- 4) 一般的に「しごき」と言われる安全確保の点から認めがたい身体的負荷等
- 5) その他社会通念上暴力と認められるもの

2. 暴力の対象

- 1) 指導者が柔道を行う者(児童・生徒、競技者等)に対して行うもの
- 2) 柔道を行う者同士(先輩と後輩や仲間同士)で行われるもの
- 3) 柔道を行う者がその指導者に対して行うもの
- 4) 指導者や役員同士で行われるもの

3. 暴力が発生するケース

- 1) 威圧して競技力の即効的な向上を狙う場合
- 2) 指導者と柔道を行う者の間に力関係の差がある場合(指導者が力を誇示して権力的・権威的にクラブや部を運営する場合)
- 3) 指導者が未熟なため、言葉で指導できない場合
- 4) 相互に価値観のズレが生じる場合
- 5) 指導者・柔道を行う者が自らの感情をコントロールできない場合
- 6) 誤った勝利至上主義による競技力向上への焦りを持つ場合

4. 暴力の行使場所

- 1) 試合場
- 2) 練習場
- 3) 練習以外の場所

III 暴力がおきた場合の処分

1. 処分は競技者規程第7条及び登録規程第18条に準じて行う。
 - 1) 口頭による注意
 - 2) 文書による戒告
 - 3) 期間を定めた会員登録停止(3ヶ月、半年、一年、二年…)
 - 4) 会員登録の永久停止
 - 5) 会員登録の取り消し(抹消)
2. 処分方法
 - 1) 比較的軽微な暴力の場合、一回目は口頭注意を原則とし、当事者から今後暴力を振るわない旨、誓約書を提出させる。二回目は文書による戒告とし、三回目には期限を定めた会員登録停止とする。
 - 2) 当事者から事情聴取を行い、必要に応じて第三者からの事情聴取も行う。また、当事者には弁明の機会を与える。
 - 3) 連帯責任は取らせず、処分は当事者に限定する。当事者とは暴力を振るった者及び暴力を指示した者を指す。
3. 競技者規程に関する処分権限の一部移譲
暴力案件に対しては、迅速に対応することが重要であることから、比較的軽微な事案に関しては、全柔連は競技者規程に定める処分を行う権限のうち、1)口頭による注意及び2)文書による戒告のみを都道府県柔道連盟(協会)及び加盟団体(以下総称して加盟柔道連盟という。)に移譲することができる。
加盟柔道連盟は下した処分内容を全柔連に報告するものとする。
4. 重大事故と思われる事案は全柔連で対応する。
5. 上記3については、総務委員会と協議し、規程整備を要請する。
6. 暴力通報窓口
 - 1) 全柔連及び加盟柔道連盟に通報を受付ける窓口を設置すると同時に、第三者窓口を設け、被害者が告発しやすいようにする。
 - 2) 大会期間中は大会事務局に窓口を設置して対応する。
(巻末図表を参照)
7. 暴力対策推進室(仮称)の設置
全柔連に暴力対策推進室を設け、暴力事案に関わる情報集積を行うと同時に加盟柔道連盟に情報提供を行う。これにより処分内容の公平性を担保する。
8. 処分後、条件が整えば復帰を認める。

課題:全柔連登録会員以外への対策

IV 暴力根絶対策の実行

1. ロードマップの作成

確実な実行のため、ロードマップを作成する。実現すべき事項は時々刻々と変化するため、ロードマップをその都度変更して実現に当たる。

ロードマップのたたき台は添付の通り。

2. 第一弾として以下を実行する。

柔道関係各位より全面的協力の取り付け

3. 第二弾として以下を実行する。

- 1) 暴力根絶の宣言文作成
- 2) 種々大会監督会議における暴力根絶訴えかけ
- 3) 種々大会挨拶における暴力根絶の訴えかけ
- 4) 暴力根絶に向けたシンポジウムの効果的実行
- 5) 暴力根絶を訴えかけるポスター作成及び配布
- 6) セクシャルハラスメント分科会の立ち上げ、定義づけ、事案分析
 - ーセクシャルハラスメントの概念を柔道関係者に周知
 - ーそのため、事例をもって、何がセクシャルハラスメントか明示
 - ー実態把握のため、アンケートを取って結果の分析

4. 第三弾として以下を実行する。

- 1) 引き続き大会における暴力根絶訴えかけ
- 2) 暴力に頼らない指導方法の提示(該当委員会に要請)
- 3) 暴力対策推進室(仮称)の設置

5. 第四弾として以下を実行する。

- 1) 引き続き大会における暴力根絶訴えかけ
- 2) 暴力の具体的例示提示(分科会にて)、及び事例集積
- 3) 暴力根絶プロジェクト会議を月一回開催し、各団体代表より暴力根絶状況の報告を受け、対策を協議する。

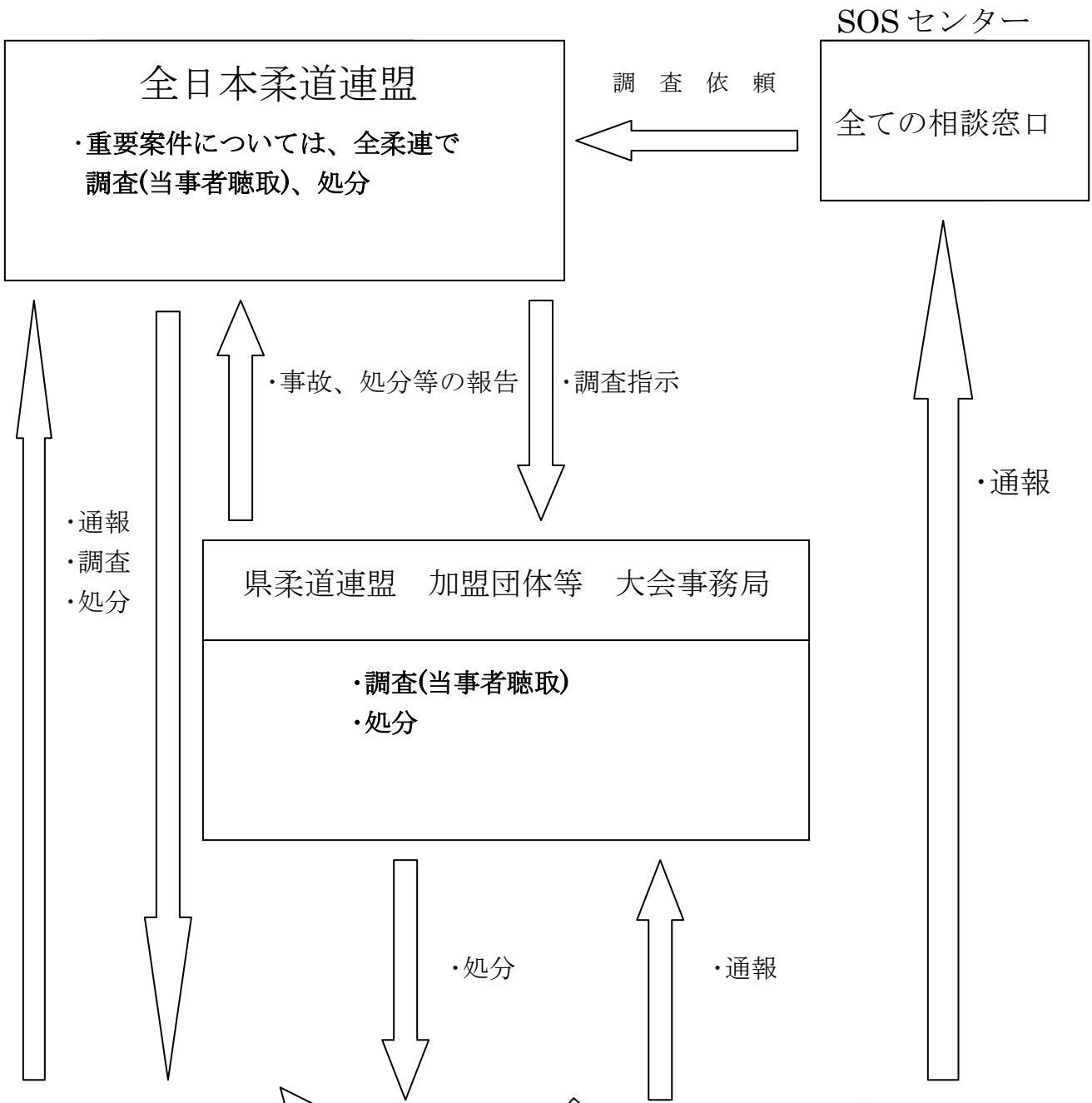
6. 第五弾として以下を実行する。(中長期対応及び関係各委員会との協力)

- 1) 指導者の意識改革及び具体的な指導方法の教育
- 2) 暴力防止教育(少年競技者、中体連、高体連との協力)
- 3) 暴力根絶教育用の冊子またはDVD作成
- 4) 全柔道人の暴力を根絶するための方策を検討 ー 講道館との協力を模索

7. 暴力根絶プロジェクトは、暴力根絶状況をモニターし、その状況に応じて、対策を協議する。

8. 半年毎に取り組みの見直しをする。

以上



暴力

